



災害発生時も業務を継続するために
法律事務所が備えておくべきことは？

法律事務所の BCP

防災に留まらない
法律事務所だからこそ
備えるべき

事業継続計画



法律事務所の

BCP

防災に留まらない
法律事務所だからこそ備えるべき

事業継続計画

中野明安・今田健太郎・永野海[編著]

編著 中野明安 今田健太郎 永野海

体裁 A5判 / 240 頁

定価 3,300 円 (本体: 3,000 円 + 税10%)

1

災害発生時の対応について、一般的な防災内容に留まらず、
法律事務所ならではの備えておくべきことについて解説!

2

書類・データ等の情報保護や、刑事事件等の
時限のあるものの扱い、顧客対応、裁判所対応等、
法律事務所だからこそ必要な備えがわかる!

3

災害発生後、弁護士がどのような局面に陥ったか等、
実例を交えて解説。弁護士が備えておくべきことについて
具体的にイメージできる!

第一法規

Check!

読者限定で「BCP概要表」のフォーマットを、
第一法規ホームページからダウンロード可能!

第2章 災害から命を守る備えと初動マニュアル

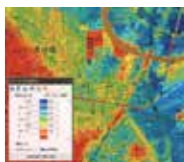
POINT!

- ・水害でも、ハザードマップで色がついてい
- ・中小河川や下水道、水路などについてはそ
- ・図上に色がついていないだけのことも多い
- ・川の高さと変わらない高さの場所(低地)
- があると考える

とはいえ、その場所が低地かどうかを確認す
がアスファルトで覆われて元の地形がわかりに
は簡単ではありません。普段の生活で、その場
ることはほとんどないでしょう。

そんなときにその場所の標高を確かめながら
す。国土地理院による「自分で作る色別標高図
別標高図」は、私が企業の避難マニュアルの策
災授業をする際にも使用しています。

図9 自分で作る色別標高図の画面



8 国土地理院ウェブサイト「標高・土地の凹凸」
<https://maps.gsi.go.jp/help/index/3/hyokaku.htm>

2 BCP策定の意義と「初動マニュアル」策定及び「防災計画(消防計画)」確認の重要性
(2) 初動マニュアル及び防災計画(消防計画)との関係

2 BCP策定の意義と「初動マニュアル」策定及び
「防災計画(消防計画)」確認の重要性

(1) 法律事務所におけるBCP策
BCPとは、災害や事故、感染症の
でも、重要な業務を可能な限り継続
です。一般的には、製造業やインフ
てきましたが、法律事務所において
法律事務所がBCPを策定すること
命・身体・財産の安全を確保すること
配慮義務は、一般企業に限らず、法
災害時に適切な避難誘導や行動指針
が拡大するおそれがあり、管理責任
第二に、依頼者の権利・利益を守
門職として、依頼者からの委任を受
て遂行する責任を負っています。期
災害によるものであったとしても、
性があります。BCPは、このような
段です。

(2) 初動マニュアル及び防災計画
BCP策定に先立ち、必ず確認すべ
です。消防計画は、消防法に基づき

第1章 プロローグ——弁護士が被災した時

令和6年能登半島地震(2024年1月1日)

弁護士が被災した時に実際に何が起きて、どんな
6年能登半島地震で被災された弁護士の石井用大先
(2025年2月7日)。被災後の対応も継続されている
もあったかと思われませんが、示唆に富んだお話を伺
下敬称略)。

なお、伺ったお話と第2章以下でリンクする部分
を記載しています。

編集部 石井先生、インタビューをお受けくださ
本日は、どうぞよろしくお願いいたします。
石井 弁護士は石井と申します。66歳です。(石
井) わりで3年半ほど所長をやって、その後事
務所を退任しました。

先軍方がおられるというので、非常に堅
も、どうぞよろしくお願いいたします。

編集部 こちらこそ、どうぞよろしくお願いいたします
早速ですが、地震発生時はどうされてい
て、事務所にはおられなかったのではない
災害の時ですね。たまたまなのですが
帰省していました。家は年末年始も仕事
をしていました。

石井 ちょうど母校の小学校を子どもたちと散
ちようど母校の小学校を子どもたちと散

実際に被災した法律事務所の
体験談やBCP概要表作成の実例を掲載



災害時に備え、他の事務所との相互応援協定を結ぶこ
も考えていますが、せっかくなので、年1回程度は、合同
で訓練などを実施するのも有益かと思っております。民間
会社において、他の会社と合同訓練している例などありま
すか。

「お互い様プロジェクト」という取り組みがありますね。
民間企業では、サブライチエン企業間で合同BCP訓練
を行う例があります。法律事務所間でも、相互応援協定に
基づく合同訓練は、実効性と連携強化の両面で有益と考え
られます。もちろん、顧問先や顧客・クライアントに関す
る守秘義務の守り手は必須ですが、その他の連絡・協働でき
る点について相互理解に基づき、連携できれば、災害や不
測の事態にも強い法律事務所という信用が得られるものと
思います。ぜひ、この点での取り組みもしていただきたい
と思います。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

